

財團
明
治
聖
德
記
念
學
會
紀
要
第
十
八
卷

研
究

古語拾遺所載御歲神の祭祀に就いて

文學士 星 野 日 子 四 郎

私は餘程以前「古語拾遺」を讀んだ時、其終末の邊に突然前後の記事に關係無き御歲神の怒に對する鎮厭解除并に其祭祀供物の由來の説明が挿入されてゐることを怪み、且つ此御歲神は「古事記」に據れば明に建速須佐之男命の御子大年神を御父とし香用比賣を母とし給ひ、神祇官に祭られ、又神名式に山城國乙訓郡に大歲神社（大、月次、新嘗）、大和國葛上郡に葛城御歲神社等其他諸國に大歲神社が尠くない。而して大地主神は垂仁紀二十五年條一書に「我親治大地官」の神託を解して之を倭大神即ち倭大國魂神（神名帳山邊郡大和坐大國魂神社三座、并名神、大、月次、相嘗、新嘗）とすると、或は更に之を「日本書

記」に大國主命の一名を大國魂命とせることや、又「神賀詞」、「古語拾遺」や、稍後世の書なれども頗る古傳を存せる「大倭神社註進狀」等を參照して之を大國主命の和魂大物主櫛張玉命とするも、若くは全然此以外の大地主たる或神なりとするも、いづれにしても此事は皇國の神代に行はれたと記されたるにも拘らず、「古語拾遺」の記載にあらはる、牛、馬、猪(豕)は勿論、蜀椒吳桃等は讀んで字の如く外來物であり、若くは少くも然か信せられ其他の動植物も或は外來であり、或は双方に存在し、又白猪白馬白鷄を奉ることは私の寡聞なる我朝の古代に他例を知らざるに、却て外國には普通にして、又此等の用ゐられた意味も、博學多識の平田篤胤大人すら「蝗蟲を除き去るに、白き猪白き馬などを供へて祭り、麻柄押草などの事。何なる理有て如此すと云こと測り知べからぬ神祕あり」今時種々の厭の術、をかきこと多し凡慮をもて計るべからず」古史傳 十九と輕々しく斷案を下されざりしも、之を外邦思想に對照すれば或は多少解釋の手懸りもなきにしもあらずと思ふ。又其生殖器型を除蝗の祈禳に用ゐられたも後世の疫神や衢神の祭式と共通の点があり、又此等の動植物のみならず諸神が直接間接に朝鮮に關係を有し給へることも亦看過すべからざること心私に迷うて居つたのである。

昔在神代大地主神營田之日、以牛完食田人。于時御歲神之子、至於其田睡寢而還、以狀告父。御歲神發怒以蝗放其田、苗葉忽枯損以篠竹。於是大地主神令片巫志止、今俗米道占求其山、御歲神爲崇、宜獻白猪白馬止、占白鷄以解其怒。依教奉謝、御歲神答曰實吾意也、宜以麻柄作持持之乃以其葉掃之以天押草押之、以鳥

扇扇之、若如此不出去者宜以牛完置溝口、作男莖形以加之是所三以厭二以葱子蜀椒與桃葉及搯班古語皆其畔以意
曰仍從其教苗葉復哉年穀豐稔。是今神祇官以白豬白馬白鷄祭御歲神之緣也

而して其後私が「佛說除恐災患經」及び「地鏡圖」を讀むに及びて其我御歲神の祭祀と符合するもの多
きに驚いた。即ち前者は乞伏秦沙門釋聖賢譯にかゝり或は支那譯の除支那思想の影響を被り文句の變あり其冒頭直
ちに左の記事がある。

聞如是、一時佛遊王舍城竹林精舍、與四部弟子大衆俱會說上妙法。爾時維耶離國癘氣疫疾威猛赫々猶
如熾火死亡無數無所踣越無方療救。國王大臣長者居士波羅門集會博議、國遭災患非邪所摧、疫火所燒死亡
無數當以何義設何方以除災害。波羅門議言、當於諸城門設祠祀壇或有議言、當於城中四衢路頭立大
祠祀、禳却害氣、或有議言、當用白馬白駝白牛白羊白鷄白狗種々百頭、而祠祀鎮厭解除以禳却之。下界
人疫は即ち苗蝗に相當する。而して城門に於て若くは城中四衢路頭に於て祭祀することは我道禳祭疫

神祭禳神祭を想起せしむるとがある、特に古語拾遺に載する此除蝗祭に用ゐられし男莖型は後世盛に禳
神疫禳祭に使用せらるゝこと非常に面白い。惜むらくは印度に於ては外道即ち佛教以來の徒が天根即ち
男莖型の巨大のものを祀りしことは明なるも、之をかゝる禳災解除に用ゐしや否やは先日一寸藏經中除
災にかゝる目星しき書を急ぎ涉獵せしも、見落しのためにか不幸にして未だ發見することが出来なかつ
た。いつれ追て尋ぬるつもりである。又後者にありては其書は既に亡佚せしも幸に左の一節が「太平御

覽」卷三十八や「藝文類聚卷七」に引用せられたため存して居る。

入名山必齋五十日、牽白犬抱白鷄以白盞一升。山神大喜芝草異藥寶玉爲出。未到山百步呼曰林々央々、

御覽作
林兵

此山主者名知之御百邪。

此書は撰者も詳ならざれども、隋書五行類乾坤境二卷下に據れば其書は梁代に成り六卷あつたものだ。尙ほ支那の祭祠特に朝廷のそれが古來犠牲に純色を用ゐることは後文に陳べませう。しかし之に關する民間の俗信仰につきましては私は時間なかりしたため一寸道藏中のそれらしきものを覗いて見たが、是亦未だ適切な傍例を發見するに至らなかつた。

而して此時代既に朝鮮と支那とは佛徒の往來少からず、又敏達紀にも咒禁師の百濟より來れると見え六年冬十一月庚午朔百濟國王付還使大別王等獻經論若干卷、并律師、禪師、比丘尼、咒禁師、造佛工、造寺工六人、遂安置難波大別王寺

又古傳古書を頗る收録せる「年中行事祕抄」には佚書「官吏記」を引きて祈年祭を天武天皇四年二月十日に始まるとし、其二月四日條に、

祈年祭畧註

周禮曰祈年求豐年也

官吏記云、天武天皇四年二月甲申祈年祭

神祇令云、仲春祈年祭、欲歲灾時令順度。奠白猪近江國白雞左京職

とし、又大寶(實は養老)の「神祇令」にも既に前例仲春祈年祭の事見ゆれば、其際既に二月に行はるるを恒例とせるも、必ずしも其期日の一定せざりし事は、「續日本記」文武天皇大寶二年の條の「二月庚戌○成是日爲班大幣、馳驛進諸國國造等入京」の庚戌は十三日なるを見て知るべく、而して後世其四日と確定せられたことは、仁明天皇の承和九年既に其然りを見ることは續日本後記同年條に「二月己巳寅朔遣使奉幣伊勢大神宮及諸社祈年也」とあり、又日本三代實錄清和天皇貞觀九年條にて「二月四日甲戌祈年祭如常」とし、特に「貞觀儀式」には、

二月四日祈年祭儀中。署京職貢白鷄一隻、近江國豚一頭月次不眞鷄豚。(下畧)

とある等、祈年祭の發達成熟を考察し、又此祭儀の古くより支那には孟春即ち正月行はれ、且つ祈年の字すら之より假借せしものなることは、前引「周禮」の文にも見え、又「毛詩」大雅雲漢章には、

○上 祈年孔夙、方社不莫、昊天上帝、則不我虞、敬恭明神、宜無悔怒。

とあり、更に其註には、

祈年、孟春祈穀於上帝、孟冬祈來年于天宗是也

とし、又後漢書卷九祭祀條及同列傳十五魯恭傳○劉には、

郡縣置社稷、太守令長侍祠、牲用羊豕。(下畧)

○上月令周世所作、而所據皆夏之時也、其變者唯王朔服色犧牲徽號器械而已

古語拾遺所載御歲神の祭祀に就いて(星野)

夏以建寅爲正、服色犧牲徽号器械皆尙黑殷以建丑爲正尙白周以

古語拾遺所載御歲神の祭祀に就いて (星野)

六

建子二爲レ正尙レ赤(中畧)祭二天地

宗廟二曰レ犧、下得レ吉曰レ牲(下畧)

とあり、歷朝犧牲の色を異にするを陳べてある。又其犧牲には純色の家畜を供ふことは、我固有の祭祀に無きも彼の支那特に王者にありては普通なることは「尙書」微子篇に「今殷民乃攘竊神祇之犧牲牲」を釋して「傳」には「色純白曰犧、體完曰牲、牛羊豕曰牲」とし、其「疏」には「經傳多曰三牲、知牲是牛羊豕也」とし、又周禮天官膳夫篇に「膳用六牲」とある。註に「馬牛羊、豕犬鷄也」と見え、特に(毛詩)小雅甫田篇には、

以我齊明、與我犧羊、以社以方

とあるを釋して「鄭箋」には、

以契齋豐盛、與我純毛之羊、秋祭社○后與四方○四爲五穀成熟報其功也。

と述べ、又其(疏)には、

天子祭牲、必用純色。故知色純曰犧

とある等を参照し、且つ前陳後陳の如く古語拾遺の除蝗祈禳にあらはれたる動植礦物多くは支那朝鮮より渡來物にて且つ其地方に於て既に邪氣を拂却する靈効ありと信せらるゝものか、然らずんば我國産なるも其名稱上斯る傳説を構成すべき素因を有したるものなるに想到し、更に一步を進むれば此蝗害發生の原因たる牛肉を喰ひし事は勿論、牛それ自身すら往古の我邦傳説記録は蕃國特に朝鮮と密接の關係を

有し、特に牛馬の如き有益貴重の家畜が渡來獸たるため當時其數猶ほ甚だ少かりしかば、朝廷極力其繁殖に苦心せられ居るに拘らず、民間屠食の弊甚しく、特に牛は漢神即ち異邦神を祭るの風俗盛んなりしため後日の有用を忘れ最も此厄に罹り、ために如何に其屠食の後來神明の冥罰を蒙るべきを告げて之を戒飾し、且つ法律上にも一層其屠殺嚴禁の必要ありし中最も私の興味を唆りしは、此祈年祭の初められたより僅々二ヶ月の後なる天武天皇四年四月牛馬犬猿鶏の肉を食ふを禁斷せられたことである。而して此天皇は其兄君天智天皇の盛に外國文化を輸入消化せさせ給ひしに繼ぎて、我固有文明の維持發展に努力し給ひ國史氏族神祇等の事に深く大御心を用る給ひし事を拜察すれば、此厭禊供物は、傳説は之を神代に遡らしむるも、私は其實印度起原のものが佛教と共に支那に入り支那固有のものと抱合し、或は支那のその中に没入して、朝鮮を経て佛教とともに敏達天皇六年以後に我邦に輸入せられ、我固有の神代以來祈年祭に更に一層の重々しさと神祕的の意味を深からしめしが、後天武天皇の四年に至り祈年祭の儀式一定せられ、彼の正月の祭は我朝古來農事に實際適切なる即ち其初めなり、二月祭に歩を譲つた事は、「延喜式」所載祈年祭祝詞に、

今年二月爾御年初將給登爲而

とあるにても察すべく、白鷄白馬白猪を奉ることも之を支那の三牲「牛羊豕」の中牛は前陳の如く漢神祭のため民私に禁を犯して之を殺すもの多く、従て比較的少數の貴重動物故之を除き、又羊は我國に

繁殖せざる故是亦之を除き、其代りに同じく六牲即六畜の中より鶏と馬とを採り豕と共に之を三牲としたるにて、其純白なるは是も殷朝と同じく、しかも我國は清淨潔白を貴び特に神事に於て最も然りとする國民的精神の發露と見るべきであらう。されば此三白牲の事は前引諸書の外にも延喜式に見えて始めより此神事の恒例であつた。

御年皇神能前爾白馬白猪白鶏、種々色物平備奉氏皇御孫命能字豆能幣帛平稱辭竟奉久宣(祈年祭祝詞)

御歲社加白馬白猪白鶏各一(四時祭上)

又此三牲も始には或は支那の如く實際殺して祭りしものもあらかなれども、——馬の如きは始めより殺さざりしならんか。丹生川上社献馬の例を見れば思半に過ぎん——、後には我國民性の優美慈仁になると、獸肉の穢を忌む思想の發達と——此外佛教の殺生戒の思想も多少影響ありしならん——により中には殺さざりし時もありしならんと思はる。さればさて私は此上更に進んで此三牲に就き有名なる東晋卜者郭璞撰の佚書「易道林」の一節○太平御覽卷九百二十所引

鳥日之禽、猪月之畜

を引き、鶏及び馬が日の象徴也と廣く且つ久しく信せらるるに加へて、是を以て日月は農事に必要なるを暗示せるものなりとまで牽強附會するの愚を敢てする者ではない。

其他「古語拾遺」の此記事にのみ見ゆる動物○にありては其多くが前陳の如く外來品にして、各々其國

に於て既に邪を拂ふ靈効ありと信せらるゝ物と、我國固有のものも亦本縁傳説即ち其名によりて後來之れが説明的解釋的傳説を作る我古代の慣習にもよりて——記、紀、風土記等に於ける地名の説明的傳説は其最も顯著なる例である——是等の植物渡來後生したもので神代ではなからうと思ひます。此事の委細は一々其物に就いて後文に解釋を試みませう。

先日明治聖徳紀念學會の研究所で所長加藤(玄智)博士と「古語拾遺」の此段を會讀せしとき、此疑團を話した所が、それならば之を直に當學會の「紀要」に發表せよとの所長の嚴命でありました。そこで私は近來非常に多忙であり又紀要原稿締切までに餘日少く、十分研究の餘地がないから一應御ことわり致しましたけれども、それならば今まで考へた所だけを發表して江湖の教を仰げと退引ならぬ話に、已むを得ず此未定稿——特に印漢韓方面の研究の不足をも顧みず、此稿本を其儘出しました。覆書の資に供せられずんば信に幸であります。

平田篤胤翁臣下にしらすの語を用ふ

此は伊勢の津を知す殿(藤堂高敏)の功績なりけり(古史徴卷一、全集、十二、二五五)

伊勢の津を領す殿の功……………(同上、一九八)

吾孀乃遠朝廷爾天下乃大政事所聞(きこ)看須(こ)征夷大將軍乃御末……………榮志米給比此郷

守領主哀……………榮志米給比

(古學諄辭卷集二、全集、四、一一)